

女性活躍推進法に関する情報公開

・期間 2025 年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

1.「管理職に占める女性労働者の割合:13.3%」

(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

2.「男女の平均継続勤務年数の差異:男性 19.8 年、女性 12.6 年(7.2 年差)」

(職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)

※女性の平均勤続年数÷男性の平均勤続年数 63.3%

3.「男女の賃金の差異」

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	51.8%
正社員	75.7%
正社員以外	64.9%

・全労働者 3,209 名の内、1,556 名が女性のパートタイマーと占める割合が高く、かつ月の労働時間が男性平均約 130 時間に対し、女性は平均約 100 時間のため、女性の社員以外の年間の平均賃金を押し下げ、男女の差異として出ている。
また、上記の要因で全労働者の男女の賃金の差異にも影響している。

4.「採用した労働者に占める女性労働者の割合」

(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

区分	採用した労働者に占める女性労働者の割合
全労働者	71.0%
正社員	62.0%
正社員以外	71.7%

「男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合」 2025 年度 73.7 %

・配偶者が出産した男性労働者数 19 名

育児休業等 + 育児目的休暇を取得した男性労働者の合計数 14 名